

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2350号)

令和3年4月28日

横情審答申第2350号

令和3年4月28日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年11月20日市市情第1093号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「添付した実施機関発行の別紙2記載の1本件開示請求に関連した対応について、を1頁とし、2ページ及び3ページの「・・・基づき非開示とする。」までの全文。」の個人情報非利用停止決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「添付した実施機関発行の別紙2記載の1本件開示請求に関連した対応について、を1頁とし、2ページ及び3ページの「・・・基づき非開示とする。」までの全文。」の個人情報利用停止請求に対し非利用停止とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「添付した実施機関発行の別紙2記載の1本件開示請求に関連した対応について、を1頁とし、2ページ及び3ページの「・・・基づき非開示とする。」までの全文。」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報利用停止請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年10月18日付で行った個人情報非利用停止決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第43条第1項に規定する個人情報利用停止請求の対象となるものとは認められないため非利用停止としたものであって、その理由は、次のように要約される。

審査請求人は条例に基づく個人情報本人開示請求又は他の法令等の規定による開示を行っておらず、本件保有個人情報については、条例第43条第1項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」ではない。したがって、本件請求は、条例第43条第1項に規定する要件を満たしていないため、非利用停止とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から処分の決定をされるよう、本件の個人情報非利用停止決定の裁決のやり直しを求める。
- (2) 実施機関が審査請求人へ別紙2として個人情報を開示されたから文書が存在す

る。その存在する文書を添付した上で、個人情報利用停止請求をしているにもかかわらず、実施機関が補正及び訂正等の依頼もなく、個人情報非利用停止の処分をしたことに対し審査請求を提起した。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書又は保有個人情報を対象とする開示請求及び本人開示請求（以下「土地Aに関連する文書に対する開示請求等」という。）について、権利の濫用に該当するため非開示とした決定通知書の別紙である。本件保有個人情報には、土地Aに関連する文書に対する開示請求等が権利の濫用に該当する理由が記載されている。実施機関では、平成31年1月4日以降、本件保有個人情報と同様の書面を土地Aに関連する文書に対する開示請求等に係る決定通知書の別紙として使用している。

### (2) 本件処分について

本件処分は、審査請求人が行った本件保有個人情報の利用停止請求に対し、本件保有個人情報は開示決定に基づき開示を受けたものでなく条例第43条第1項に規定する要件を満たしていないとして、実施機関が、非利用停止としたものである。

### (3) 個人情報利用停止請求について

ア 条例第43条第1項では「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と規定し、第1号で「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」と、第2号で「第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定している。実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるとき、すなわち、第43条第1項第1号又は第2号に該当するときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止をしなければならないものとされている。

また、条例第43条第1項でいう「自己を本人とする保有個人情報」については、第34条第1項で一定範囲のものに限定されている。すなわち、条例第34条第1項

では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。）・・・。(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの」と規定している。

利用停止請求の手続については、条例第44条第1項において、利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（第1号）、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（第2号）並びに利用停止請求の趣旨及び理由（第3号）を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならないこと、同条第3項において、実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができることが規定されている。

イ 当審査会では以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 当審査会が本件請求に係る利用停止請求書を見分したところ、開示を受けた日の記載はなされていなかった。実施機関によれば、審査請求人に対して本件保有個人情報に係る開示等決定を行った事実がないことを本件処分時に確認しているとのことであった。

実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、市民情報センターに配架されている「横浜市の情報公開と個人情報保護 行政文書開示等の運用状況報告書 資料編」（以下「運用状況報告書」という。）により確認できる。

そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、本件保有個人情報と同様の書面が土地Aに関連する文書に対する開示請求等に係る決定通知書の別紙として使用された平成31年1月4日から本件請求日である令和元年9月24日までの間に開示等決定を受けた個人情報本人開示請求を平成30年度及び令和元年度の運用状況報告書により確認したところ、本件保有個人情報に係る開示等決定がなされたことは確認できなかった。

したがって、審査請求人は本件保有個人情報について条例に基づく個人情報本人開示請求を行っておらず、本件請求は、条例第34条第1項第1号に定める開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対して行われたものではないという実施機関の主張は是認できる。

(イ) また、本件請求については、条例第34条第1項第2号に規定する他の法令等の規定により開示を受けたものに対して行われたものであるとも認められない。

(ウ) したがって、本件保有個人情報利用停止請求が認められる「自己を本人とする保有個人情報」とは認められず、本件請求については条例第43条第1項に規定する要件を満たしていないことから、実施機関が本件保有個人情報を非利用停止とした決定は是認できる。

ウ なお、審査請求人は、審査請求書において、実施機関が補正手続を経ずに本件請求を非利用停止決定したことは条例に反する旨の主張をしているが、条例第44条第3項によれば補正手続は義務付けられているものではないと解される。さらに言えば、そもそも、本件請求は、上記のとおり、条例第43条第1項に規定する要件を満たしていないため、非利用停止としたのであって、本件利用停止請求書に形式上の不備があったことを理由とするものではない。よって、審査請求人の主張を採用することはできない。

エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し非利用停止とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日   | 審 査 の 経 過             |
|---|-----------------------|
| 令和元年11月20日  | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和元年12月17日<br>(第334回第一部会)<br>令和元年12月19日<br>(第254回第三部会)<br>令和元年12月20日<br>(第372回第二部会) | ・諮問の報告                |
| 令和2年1月17日   | ・審査請求人から意見書を受理        |
| 令和2年12月23日<br>(第390回第二部会)   | ・審議                   |
| 令和3年1月27日<br>(第391回第二部会)  | ・審議                   |
| 令和3年2月10日<br>(第392回第二部会)  | ・審議                   |
| 令和3年2月24日<br>(第393回第二部会)  | ・審議                   |
| 令和3年3月10日<br>(第394回第二部会)  | ・審議                   |
| 令和3年3月24日<br>(第395回第二部会)  | ・審議                   |